

あきる野市環境委員会委員（市民公募）選考実施要領

1 概要

あきる野市環境委員会設置要綱第3条の規定に基づく委員のうち、市民公募による委員を選考するに当たり、「あきる野市における各種委員会等委員の市民公募に関する基準」に基づき、委員を公募するために必要な事項を定める。

2 募集人員

6人以内

3 応募要件

令和7年7月1日現在18歳以上で、市内に在住、在勤又は在学する者

4 公募方法

(1) 選考は、応募用紙及び作文による書類選考とする。

ア 応募用紙

別紙1「あきる野市環境委員会委員（市民公募）応募用紙」に必要事項を記入する。

イ 作文

テーマは「良好な環境を将来にわたって引き継ぐためにどうしたら良いか」とし、

1, 200字程度（原稿用紙3枚相当、様式自由）で記入する。

(2) 応募用紙及び作文の提出は、以下のとおりとする。

ア 提出期限 令和7年8月22日（金）（必着）

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出先 あきる野市環境農林部環境政策課環境政策係

〒190-0164 あきる野市五日市411 五日市出張所内

電話 042-595-1110

5 選考委員会の設置等

次の者をもって、「あきる野市環境委員会委員選考委員会」を設置する。

副市長、教育長、企画政策部長、総務部長及び環境農林部長

6 選考方法

(1) 評価基準については、以下の表のとおりとする（各選考委員40点満点）。

評価基準表		評価する項目		評価点に対する評価の比重
評価点	内 容			
5	特に優秀	①	委員としての意欲が感じられるか。	2
4	優秀	②	環境の保全について、意欲が感じられるか。	1
3	普通	③	市の環境の現状について、把握しているか。	1
2	やや劣る	④	環境の保全について、市民協働の重要性を認識するなどバランスのとれた考え方を有しているか。	3
1	劣る	⑤	表現が分かりやすく、誤字、脱字はないか。	1

- (2) 選考委員により、応募者の住所及び氏名を伏せた上で、選考を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合は、選考対象から除外する。

ア 応募要件を満たしていない場合

イ 選考委員による評価点の合計が120点未満の場合

また、次に該当する場合は、選考対象から除外することがある。

ウ 市の他の委員会等の委員の職にある場合

- (3) 選考委員による評価点の合計が120点以上の者のうち、評価点が最も高い者から6人を選出する。
- (4) 上記の方法により選考した結果、条件を満たす者が6人に満たない場合には、公募以外の方法で選出できるものとする。
- (5) 選考に当たり疑義が生じた場合は、円滑に選考できるよう、その都度、調整を図るものとする。

7 選考結果等

- (1) 選考した結果は、速やかに決定し、応募者全員に書面で通知する（9月下旬の予定）。
- (2) 選出者は、別途、委員の委嘱を行う。
- (3) 選考した結果及び過程（応募用紙及び作文の内容、評価点等）は公表しない。

8 その他

- (1) 応募書類は、理由の如何を問わず返還しない。
- (2) 公募に係る文書の保存年限は3年とする。